

この間の説明会での質疑から組合の文責で下記の表を整理しました。正確には、参加者から質問して、あるいは質問がなくても、大学側でわかりやすく説明するのがよいと思います。

項目	大学の見解（文責は組合）
A区分 3243 名に関する無期転換と雇止めの関係	A区分 3243 名には、現時点で 5 年以内の雇用上限があり、無期転換されなければ、2018 年 3 月 31 日およびその後数年間で雇止めとなる。 例年の雇止めの規模は 1000 名程度だと思いうので、2018 年 3 月 31 日に雇止めとなる人数は 1000 人程度、その後も毎年度、同じ程度の人数が雇止めとなる可能性がある。
本人が申請できるか	A区分 3243 名には、本人が無期転換を希望して申請する制度はない。
本人はいつ無期転換の可否を知るのか	部局による推薦は、上司等が評価し、本人には知らせずに決まる。無期転換が推薦される人は評価過程で知ることになるだろう。無期転換されない人は、雇止めが決まることによってそれを知るようになる。
クーリング	雇止め後、本学に雇用されずに 6 か月以上経てば、再び「1 年目」として雇用してよい。雇止め前とまったく同じ職場でもかまわない。 クーリング中、就業していないために保育所が受け付けてくれないという問題がある（参加者からの改善要望）。
無期転換の規模	大学としては決めておらず、部局判断でどれだけ推薦されるかはわからない。 無期転換後に正規登用を予定しているのので、無期転換の規模は例年の正規雇用人の規模（30 人～40 人）の範囲内の可能性がある。 上限は決めていない。部局ごとに本部が人数や枠を設けたりはしない。部局の財政で可能な範囲内で部局が推薦者を判断する。 正規職員候補ではない無期転換もあり得る。
本学は無期転換に消極的か	正規登用への道も開いたので消極的だとは考えていない。
大学業務の混乱のおそれ	A区分 3243 名の大半が雇止めになると現場が混乱するかもしれないが、大学としては法令上やむを得ないと考えている。みんなで協力してのりきりたい。
上限 5 年以内と法令の関係	5 年を超える雇用は法令違反ではない。5 年を超えると無期転換権が発生する。「原則として上限 5 年以内」は本学の制度であり法令上の義務ではない。
他部局への移動と「上限 5 年」との関係	「同じ部局で 5 年以内だが、他の部局に移ればあらためて 1 年目となる」ということはない。本学内であれば他部局に移っても通算される。「上限 5 年」の人は、無期転換されない限り、他部局に移っても通算で 5 年を超えられない。
他部局への移動と無期転換の評価者の関係	現在の部局からの情報により無期雇用にふさわしいかどうかの評価される。
秘書の場合	無期雇用 にふさわしい優秀者としての評価は、上司たる教授、事務室の事務職員の評価を聞くことになる。（その上で部局長の推薦判断、人事担当理事の承認判断がある。） 配置換えは、マッチングがあればあり得る。本人の意向もふまえる。
部局財源の格差	部局の財源によって無期転換の人数に差が出ることにについて、大学本部としては想定していない。 無期雇用に異動があることを前提とすれば、事務室の事務補佐員の場合には、部局間異動でバランスがとれると考えている。
科研費等	長くても 5 年程度までの期限がある。将来にわたって雇用経費を保障するとは言えず、仮に、現在の科研費の後、別の科研費が採択されても、無期雇用できないと考えている。
プロジェクトの場合	プロジェクトに雇用している場合、無期転換しても財源上はプロジェクト終了までしか雇用できない。雇用契約時に慎重に判断する必要がある。
大学本部としての財源確保	財源は部局で確保すべきであり、大学本部としては財源を確保できる見込みはないと考えている。 科研費等の間接経費の半分が総長裁量経費に入っているが、間接経費を無期転換のために使うことは人事給与課で判断できることではない。 間接経費を無期転換のために使うことは、法令違反や契約違反とはならない。
無期准職員か、無期時間雇用職員か	無期転換される時点で准職員であるか、時間雇用職員であるかによる。准職員→時間雇用職員→5 年経過→無期時間雇用職員。時間雇用職員→准職員→5 年経過→無期准職員。
無期転換の年齢制限	ない。正職員にふさわしいとくに優秀な者として推薦され、人事担当理事が承認すれば 59 歳でも無期転換する。
「更新の上限：有（具体的には平成 30 年 3 月 31 日）」等にサインをした場合	「更新の上限：有（具体的には平成 30 年 3 月 31 日）」等と記載された労働条件通知書に承諾のサインをした場合でも、無期転換とは関係ない。部局長は無期雇用 にふさわしいものであれば人事担当理事に推薦できる。
B 区分（事実上無期雇用）の人の手続き	自動的に無期転換されるのではなく、申請が必要。手続きは 2018 年 4 月 1 日以降に案内される。
この一連の無期転換説明会の議論の公開	4 月中旬に人事企画部ホームページで公開する。

正規登用並のハードルを低くして、無期転換の間口を広げましょう。